

平成28年度

施政方針



下松市

目 次

はじめに	1
第 1 章 健康福祉	2
1 保健・医療の充実	2
2 多様な福祉の充実	2
3 子育て環境の充実	3
第 2 章 生活環境	4
1 環境保全の推進	4
2 環境衛生の推進	4
3 安全安心の確保	5
第 3 章 都市建設	7
1 計画的な土地利用	7
2 都市基盤の整備	7
3 居住環境の充実	9
第 4 章 産業経済	10
1 農林水産業の振興	10
2 商工業の振興	10
3 観光の振興	11
第 5 章 教育文化	12
1 学校教育の充実	12
2 社会教育の推進	12
3 文化・スポーツの振興	13
第 6 章 地域経営	14
1 協働社会の形成	14
2 人権尊重の推進	14
3 健全な行財政運営	14

はじめに

平成28年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施政方針を申し上げます。

わが国の社会経済情勢は、新興国経済の減速やエネルギー価格の下落など、一部に景気への影響が懸念される中、緩やかな回復基調が続いており、総じて底堅い動きとなっております。

また、一億総活躍社会や人口減少社会という諸課題へ向けて、構造的な好循環につながるよう国・地方が連携した「目に見える地方創生」の実現に鋭意取り組んでいるところであります。

国税収入の見通しは、近年、改善傾向にあり、市税収入の回復も期待されますが、一般財源の増収は見込めず、今後も厳しい状況が続くものと予測されます。

全国的な人口減少の潮流の中で、人口微増傾向を維持し、明るい兆しも見えるなど、これまで進めてきたまちづくりが奏功したものと考えております。今後も市勢を緩めることなく、これまで培ってきた行財政改革の成果を背景に、後期基本計画や地方創生総合戦略に基づいた「都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち」を実感し、安全・安心な市政を維持・実現するため、創意と工夫を持った各種施策を展開してまいります。

本年度は、骨格予算ではありますが、継続的な施策を中心とした積極的な予算を編成しており、数々の大型プロジェクトの実施、安全安心の構築や子育て環境・支援策の充実、総合戦略に基づいた地域活性化を進めるとともに、「観光立市くだまつ」として、魅力づくりの発信に努めてまいります。

本市の目指す日本一のまちづくりのため、「意識の改革、制度の改革、財政の改革」による「自主・自立の市政運営」に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を推進するため、以下に掲げた諸施策を積極的に進めてまいります。

第1章 健康福祉

1 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進と医療の充実

市民の健康づくりを総合的に推進するため、「第二次下松市健康増進計画」の策定に取り組みます。

少子化対策として、不妊治療費助成の所得制限を撤廃するとともに、不育症治療費の助成を行います。

がん検診受診率向上に向け、施設利用券の活用等を行います。

食育については、講演会の開催等啓発を行い、実践につながるよう取り組みます。

国民健康保険は、医療費の適正化や国保税収納率の向上を図るとともに、今後の広域化に備え、健全で安定的な事業運営に努めます。

保健事業では、国民健康保険データヘルス計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率の向上を図り、生活習慣病の発症予防、進行防止に努めます。

2 多様な福祉の充実

(1) 地域福祉体制の充実

「第三次ふくしプランくだまつ」に基づき、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向け、地域福祉の更なる充実を目指します。

社会福祉協議会への運営費助成や民生委員・児童委員への活動支援を行います。

認知症等高齢者の見守り体制を充実させるため、市の防災メールを活用したSOSネットワークを整備します。

臨時福祉給付金事業として、低所得の高齢者等に対し、年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付を行うとともに、消費税率引き上げの影響を緩和する臨時福祉給付金を給付します。

(2) 高齢者福祉・介護の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実及び生活支援の充実強化に取り組みます。

介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所2施設の整備を進めるとともに、要介護者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供体制の整備を進めます。

地域支援事業として、介護支援ボランティアポイント制度を実施します。

(3) 障害者福祉

障害者総合支援法に基づき、きめ細かいサービスを提供するとともに、総合支援学校生徒等の放課後や夏休み等の居場所の確保に努めます。

障害者の就労支援として、本市で就労訓練の場を提供します。

バリアフリー対策として、市道の段差解消を推進します。

(4) 自立支援体制の推進

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を推進するとともに、新たに家計相談支援事業を実施します。

3 子育て環境の充実

(1) 子育て支援の推進

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実を図ります。

花岡保育園の民営化として、移転先用地の造成工事を実施します。

増加する保育ニーズへの対応として、民間保育園の新設事業を支援するとともに、小規模保育事業の推進、認可外保育施設入所児童保育料補助の拡充、認定こども園への移行促進等受け入れ体制の整備を図ります。

子どもの医療費助成制度については、所得制限を設けず小学校6年生まで対象年齢を拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

老朽化した児童福祉センターの新設、移転工事を実施します。

(2) 幼児教育の充実

新制度に移行する幼稚園については、新たに施設型給付事業を実施します。

第2章 生活環境

1 環境保全の推進

(1) 環境負荷の低減

地球温暖化対策実行計画に基づき、省資源、省エネに取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会と連携し、環境負荷低減の意識啓発を図ります。

(2) 環境美化の推進

廃棄物の不法投棄防止のため、定期的に環境パトロールを実施し、早期発見・早期回収に努めます。

野犬対策は、県と合同パトロールを定期的に実施します。

(3) 市営墓地の管理

墓地区画の適正管理のため、現地調査・台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

2 環境衛生の推進

(1) ごみ処理と資源化

家庭ごみ収集運搬業務は、8コースのうち7コースを民間事業者に委託するとともに、収集コースの平準化を検討します。

スマートフォン用ごみ分別アプリケーションの利用促進に努めます。

(2) し尿の収集・処理

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、適正なし尿処理体制を維持します。

し尿及び浄化槽汚泥は、下水浄化センターで一括処理を行っているため、衛生センターの不用となった水処理施設の解体実施設計を行います。

(3) 下水道の整備と管理

第8次基本実施計画に基づく管渠整備を進め、普及率向上に努めます。

汚水処理は、上地、下広石、出合、生野屋西四丁目、中部地区の面整備を行い、人口普及率は85.5パーセントとなる見込みです。

上広石地区及び新たに事業計画区域となった浴地区の測量設計業務を実施します。

老朽化対策は、住吉町地区の合流函渠長寿命化のための更生工事、浄化センターの最初沈澱池設備更新工事を行います。

3 安全安心の確保

(1) 消防体制の充実

本市の消防防災拠点施設となる新消防庁舎が、本年度から本格的に稼働します。

多様化、激甚化する災害に備え、情報伝達網を強化するとともに、消防職員・団員の資質の向上と意識改革を図ります。併せて、車両や資機材等の更新を行います。

水難救助体制は、隊員、資機材の確保・増強を継続的に行います。

防火管理及び自主保安体制は、適切な指導により、住宅用火災警報器設置率の向上に努めます。

救急については、救急車の適正利用や予防救急の推進、医療機関との連携強化に努めます。

(2) 防災対策の推進

自然災害から市民の生命及び財産を守るため、防災訓練や防災フェスタを実施するとともに、自主防災組織の結成及び活動を支援し、防災意識の高揚を図ります。

緊急時の災害情報を一斉に伝達するため、防災行政無線の整備工事を実施します。

公共施設耐震化基本計画に基づき、公共施設の耐震化に努めます。

(3) 治水・治山対策

河川事業は、宮本川、水無川等の準用河川や旧普通河川の改修工事を実施します。

県事業は、切戸川、坂本川、玉鶴川の改修工事、末武川の護岸補強工事が実施されます。土砂災害対策は、二ノ瀬の崩壊対策工事、為弘地区及び奥迫地区の砂防ダムの建設が実施されます。

浸水対策事業は、公共下水道事業での竹屋川1号支線工事、竹屋川4号幹線実施設計のほか、庁内連携のもと恋ヶ浜地区及び末武平野の内水氾濫の早期軽減に努めます。

水防活動は、公民館や集会所へ水防機材を配備します。

(4) 防犯・交通安全対策の充実

地域防犯ボランティアの育成及び支援を行い、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪被害者への支援を行います。

防犯灯のLED化を進めるとともに、管球等取替費用の一部助成を行います。

防犯対策協議会と連携し、防犯カメラによる犯罪や交通事故の起きにくい地域社会づくりを進めます。

交通安全対策は、交通安全教育及び啓発活動に取り組みます。

交通安全施設の整備は、街路灯の建替改修を実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

(5) 消費生活の向上

市民の相談窓口として、これからも消費生活センターの機能強化や消費者相談業務を更に充実させるとともに、消費者教育に努めます。

高齢者等の消費者被害を防ぐため、見守りネットワークを構築し、通話録音装置貸与事業を実施します。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

都市計画マスタープランに基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。

地籍調査は、来巻南周辺地区の地籍図及び地籍簿の作成等を実施するとともに、河内周辺地区の地元説明会、調査及び測量等を実施します。

(2) 市街地整備

中部土地区画整理事業は、都市計画道路大海線・西市通線の築造、玉鶴川橋梁の工事を行うとともに建物移転補償を行います。

豊井地区は、土地区画整理事業以外の手法も含め、地域と協議し、整備方針を検討していきます。

住居表示事業は、中部土地区画整理事業区域及び周辺地域の住居表示の実施に向け、住民説明会を行います。

また、住居表示を実施した地域の欠落した表示板を順次更新します。

2 都市基盤の整備

(1) 道路網の整備・管理

県道は、徳山下松線の荒神大橋及び切戸大橋の架け替え、瀬越下松線及び笠戸島線の拡幅が実施されます。

都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）は、拡幅事業が進められます。

市道は、西条線及び花岡小通りの改良工事、中央線及び中心市街地の舗装改良、中村通り水路改良工事を実施します。

都市計画道路大海線の整備については、事業認可を受け、用地取得、建物補償等を行います。

橋りょう等は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、花坂線花坂橋の補修工事を実施します。

維持管理は、道路パトロール及びボランティアへの材料支給など、道路環境の整備に努めます。

（２）港湾機能の整備

港湾事業は、徳山下松港の港湾計画に基づき、国際バルク戦略港湾をはじめとする整備が進められます。

海岸高潮対策は、本浦・深淵地区の護岸改良工事が実施されます。港湾施設は、本浦地区の防波堤新設事業が進められます。

また、ソフト対策として、高潮や津波のハザードマップを活用した情報提供を進めます。

（３）上水道の整備と管理

水道施設の更新と効率化を進め、安全・安心な水道を目指します。

配水管拡張による管網整備のため、花岡方面配水管、水圧・水量の改善のため、荒神地区及び西市地区に連絡管を布設します。

老朽管更新事業は、高橋花坂線配水管、東豊井配水支管を更新します。

また、御屋敷山浄水場急速ろ過池（第３期）及び切山配水池の耐震改修工事を実施します。

3 居住環境の充実

(1) 緑地保全・都市緑化

心豊かな人づくり事業として、しだれ桜の写真コンテスト、カサブランカー鉢コンクールを開催するとともに、スポーツ公園・米泉湖周辺等にポピー・コスモス・菜の花・シャクナゲを植栽し、花いっぱいのまちづくりを進めます。

(2) 公園の整備と管理

利用者の安全確保のため、遊具・フェンスを改修するとともに、中部土地区画整理事業区域内の切戸川公園を整備します。

温水プールアクアピアこいじは、計画的に点検・補修を実施します。

(3) 都市景観形成

景観計画に基づくまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインによる建築行為の届出・審査等を行います。

(4) 市営住宅の整備と管理

市営住宅長寿命化計画に基づき、生野屋市営住宅の建替工事を進めます。

既存住宅の長寿命化対策として、改修計画による維持補修工事を実施します。

(5) 空家等対策

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家対策に取り組みます。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

地産地消推進のため、学校給食での利用促進や生産量の確保、多様な担い手づくりの推進に努めます。

就農指導する農家や園芸農家を助成します。

特産物の生産や環境保全活動に取り組む活動組織への支援を行います。

農業公園は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用し、休憩施設等を整備します。

ため池は、県営危険ため池整備事業による改修等を実施します。

有害鳥獣の被害防止は、防護柵の設置や鳥獣被害対策実施隊による駆除活動を支援します。

(2) 林業の振興

市有林は、森林経営計画に基づき、作業路開設や間伐を実施します。

民有林は、森林施業の地域活動を支援します。

(3) 水産業の振興

水産資源確保のため、たこつぼ投入、種苗放流を行うとともに、^{ないかい}内海中部地区水域環境保全創造事業や海洋ゴミの回収処理等、藻場の回復や漁場環境の改善に努めます。

水産振興基金協会は、栽培漁業センターの施設維持工事を実施します。

2 商工業の振興

(1) 産業の振興・企業誘致

産業活性化・企業誘致推進協議会の活動促進、企業アンケートや企業訪問を行うとともに、山口県地域再生計画に基づく企業誘致活動に取り

組みます。

中小企業活性化のため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

(2) 商工業の振興

制度融資の利用促進、保証料補給、小規模事業者経営改善資金利子補給などを実施し、中小企業の経営基盤強化に努めるとともに、創業支援事業計画に基づく商工業の活性化を進めます。

商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援します。

(3) 雇用と勤労者福祉

勤労者総合福祉センターの利用促進や中小企業の勤労者諸団体へ助成し、勤労者の健康・福祉・勤労意欲の向上に努めます。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業・交流機会の確保・生きがい対策の充実に努めます。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

3 観光の振興

(1) 観光振興の推進

国民宿舎大城の建設完了に併せ、開業準備を行います。

家族旅行村の充実や外史公園等の整備、観光案内板や道路標識看板の設置、大城温泉花火大会の開催、周南広域観光連携推進協議会との連携等、本市の観光振興に鋭意取り組みます。

観光協会等と連携した“元気づくり”くだまつ総踊り等の観光イベントへ支援、くだまつ観光・産業交流センターによる各種情報の発信やイベント運営、下松フィルム・コミッションの活動について助成します。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

学校施設の耐震化として、花岡小学校第2校舎の耐震補強工事を行います。下松小学校は、国の事業採択を受けて、校舎改築事業を進めます。

教室不足が見込まれる公集小学校及び中村小学校の新校舎建設工事を行います。

小学校給食センターは、今夏に施設が完成し、9月から稼働させるとともに、各小学校に配膳室を整備します。

(2) 小・中学校教育の推進

確かな学力と個性を育む教育の充実に向けて、教育研究所の機能強化を図り、学習指導の実践研究や豊かな心を育む教育を推進するとともに、学校の総合力を高め、教育の質の向上を図るため、教職員の人材育成に努めます。

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育が展開されるよう、教員補助員を配置して支援の充実を図ります。

国際教育は、外国語指導助手による小中学生の指導や中学生の海外語学研修を実施するなど、グローバル化に対応した英語教育を推進します。

また、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校運営協議会を活用したコミュニティ・スクールを導入します。

2 社会教育の推進

(1) 青少年の健全育成

中学生のボランティア活動を推進するため、学校や地域と連携し、健全育成の環境づくりに努めます。

安全・安心な子どもの居場所づくりとして、下松・豊井小、久保・東陽小、花岡小、公集小、中村小校区に放課後子ども教室を開設します。

(2) 生涯学習施設の充実

ほしらんどくだまつは、市民活動室や歴史民俗資料展示コーナーの活用による利用促進を図るとともに、図書館は、地域の情報拠点として、市民に親しまれる図書館を目指します。

スターピアくだまつは、経年劣化に対応した施設改修等を計画的に進めます。

旧江の浦小学校校舎を活用し、郷土の歴史民俗資料を整理、展示する施設に整備します。

(3) 生涯学習の推進

公民館活動を支援するとともに、出前講座や生涯学習情報コーナーを活用し、生涯学習機会の拡充を図ります。

3 文化・スポーツの振興

(1) 文化の振興と文化財保護

吹奏楽のつどいや市民美術展覧会の開催、自主的な文化活動・行事の支援など、市民文化の向上を図ります。

文化財愛護意識の啓発、指定文化財の適切な保存・管理を行い、貴重な文化財の保護に努めます。

(2) スポーツの推進

公共施設耐震化基本計画に基づき、国の事業採択を受けて、市民体育館の耐震老朽化改修工事を行います。

周南市、光市、本市で構成する実行委員会で8月に開催される全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技の大会を運営します。

(3) 多様な交流の展開

笑い・花・童謡を柱とする心豊かな人づくり事業として、笑顔の写真コンテストや童謡フェスタなどを開催し、心の交流による笑顔あふれる

まちづくりの推進に努めます。

7月第4日曜日の「くだまつ親子の日」を定着させるため、企画事業や啓発活動を展開します。

第6章 地域経営

1 協働社会の形成

(1) 市民参加と協働の推進

市民憲章サポーターの募集やフォーラムの開催など、幅広い世代への働きかけ、市民との協働を進めます。

(2) コミュニティの形成

自治会活動をはじめとするコミュニティ組織の充実のため、自治会活動助成制度を通し、地域に根ざした活動を支援します。

2 人権尊重の推進

(1) 人権の尊重・男女共同参画の推進

一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係諸団体と連携を図り、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

第四次下松市男女共同参画プランに基づき、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。併せて、配偶者等からの暴力の防止、被害者の支援に努めます。

3 健全な行財政運営

(1) 地域経営としての行政運営

第四次行財政改革推進計画を推進し、時代背景や状況の変化に即応できる行政運営に努めます。

人事評価制度の本格導入や職員研修を実施し、組織・人材の質の向上

を図ります。

庁舎管理は、厚生棟外壁改修や高圧線更新等を行います。

また、社会保障・税番号制度の施策を進めます。

(2) 健全な財政運営

自主・自立の行財政運営を目指し、行財政改革を継続的に進めます。

後期基本計画や地方創生総合戦略に基づいた時代に即応した各種施策を、「選択と集中」の視点から進めます。

新たな公会計制度や公共施設等総合管理計画の策定に取り組み、市有財産等の見える化や公共施設の適正配置等を進めます。

遊休市有地の売却など、多様な自主財源の確保に努めるとともに、収納率の向上のため、滞納処分の強化や納税環境の整備を進めます。

以上、平成28年度の諸議案を提出するに当たり、施政方針を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成28年2月17日

下松市長 井川 成正